

「理事」の選任について

現在の理事 12 名全員は、本定時評議員会書面決議の終結と同時に任期満了退任となるため、改選の必要があります。

第 1 回評議員会において決議された「役員の選任に係る透明性の確保について」に基づき、理事長が賛助会員からの推挙をもとに作成した理事候補者案の本定時評議員会への提出が、2020 年 6 月 16 日付けの書面による理事会で承認されました。

つきましては、新たな理事の選任をお願いしたいと存じます。上記の通り、理事会で承認された理事候補者案は別表の通りです。ご審議をお願いいたします。

なお、選任された場合の任期は、定款第 36 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時評議員会の終結の時までとなります。

以上

【ご参考】

《定款》（抜粋）

第 33 条第 1 項 役員は、評議員会の決議によって各々選任する。

第 36 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員が欠けた場合又は第 32 第 1 項に規定する役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（一般法人法第 177 条において準用する同法第 75 条第 2 項に規定する一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

4 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

<別表>

理事候補者案

	氏名	会社名	役職
理 事	柵山 正樹※	三菱電機株式会社	取締役会長
	松本 匡	三菱電機株式会社	専務執行役
	橋本 仁宏	シャープ株式会社	常務執行役員
	伊藤 章	一般財団法人家電製品協会	専務理事
	糸川 滋	ソニー株式会社	執行役員
	小林 伸行	東芝ライフスタイル株式会社	取締役社長
	谷口 潤	日立グローバルライフソリューションズ株式会社	取締役社長
	河野 明※	パナソニック株式会社	アプライアンス社副社長
	高田 伸一※	株式会社 J V C ケンウッド	常務執行役員
	澤井 克行※	ダイキン工業株式会社	執行役員
	小湊田 恒直	株式会社富士通ゼネラル	取締役 経営執行役副社長
	西崎 太真	三菱重工サーマルシステムズ株式会社	取締役

※印は新任、無印は再任